

令和7年7月吉日

始良地区薬剤師会  
会 員 各 位

始良地区薬剤師会  
会長 山崎 貴

### 在宅医療廃棄物回収事業について

盛夏の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、在宅医療廃棄物回収事業について HP でも掲載しておりますが、新規薬局が増えてきていると同時に確認の意味で再度お知らせを致します。契約内容、注意事項についての詳細は、HP をご確認ください。また、廃棄物を収集薬局に持ち込む際の注意事項を下記の通り記載しましたので、確認をお願い致します。患者様への説明が必要になるケースもあるかと思えます。

ポスターとシールは、始良地区薬剤師会事務局にありますので必要な薬局はご連絡下さい。

- 収集薬局
  - (隼人地区)      アイン薬局霧島隼人店      TEL 43-0002
  - (加治木地区)      ふれんど薬局                      TEL 63-6161
  - (始良地区)      さわやか薬局                      TEL 66-9922
- 搬入日              原則として 毎月 第3水曜日  
                         ※ 利用する薬局は、事前に収集薬局へ連絡をしてから搬入をお願い致します。
- 注意事項    以下については回収してもらえませんのでご協力をお願い致します。
  - ①注射針を500mL ペットボトルに入れて下さい。  
(回収業者からの依頼。収集薬局で蓋付バケツに入れる際に入れやすい)
  - ②ペットボトルの蓋をしてください。  
(収集薬局スタッフが蓋付バケツに入れる際の針刺し事故防止)
  - ③ペットボトルの容器は、柔らかい容器に入れなくて下さい。  
(いろはす等のエコボトルは針が貫通してしまう)
- その他              契約内容、注意事項については、始良地区薬剤師会 HP に掲載しております。  
                         「会員専用」→「電子文書庫」→「在宅医療廃棄物収集について」

以 上

「かかりつけ薬局」でとりくむ  
医療廃棄物の適正処理  
－ 在宅医療廃棄物適正処理システム －  
お薬の安全な使用のために

## 1. 趣旨

使用済み注射針などの廃棄についてはほとんどの場合受診先の病院・診療所で回収されておりますが、中には一般ゴミとして患者さんが排出しており、ゴミ排出時や収集時の針刺し事故等に繋がる危険性が指摘されております。

また、残ってしまった毒劇薬、向精神薬などを含めた医薬品も家庭ゴミとして捨てられており、持ち去りによる誤飲事故や乱用が懸念されています。

薬局の薬剤師は市民の最も身近で相談しやすい医療人であると同時に環境衛生の専門家です。医薬品や感染性廃棄物の安全な廃棄ルートを地域薬局に整備することで危険な在宅医療廃棄物を安全に廃棄することが可能になります。

「かかりつけ薬局」を医療・保健福祉・環境衛生に関する窓口として広く活用していただくため、始良地区薬剤師会はこの事業に取り組みます。

## 2. 開始時期

平成18年2月1日

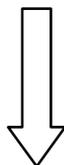
## 3. 回収対象物

飲み残ってしまった医薬品  
使用済みの注射針等

#### 4. 在宅医療廃棄物処理システムの概要

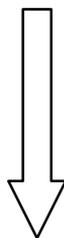
在宅で医療を受けている患者さん

- ・ 使用済みの注射針等(ペットボトル等の容器にいれたもの)や、飲み残しの医薬品などを薬局へ持参



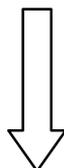
かかりつけ薬局

- ・ 家庭で捨てても大丈夫か、どのように分別するか(アドバイス)
- 【回収により得られた情報の活用】**  
コンプライアンス等について医療機関との連携  
患者さんの薬歴への記録  
厚生労働省への医薬品副作用報告等
- ・ 決められた日に地域代表薬局へ持参



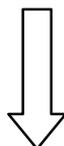
地域代表薬局

- ・ 専用回収箱に保管



特別管理産業廃棄物収集運搬業者

- ・ 薬局からの連絡により訪問
- ・ マニフェストに従って回収容器を収集運搬



特別管理産業廃棄物処分業者

- ・ 大型焼却炉により回収容器ごと焼却

## 5. 廃棄物回収・保管の注意事項

### (ア) 使用済み注射針等

- ・ 患者さんがペットボトル(500cc 程度のもの・1リットル以上は不可)に入れて持参した注射針等を 薬局内の職員しか入室できないところへ保管する。
- ・ 回封して移し替えることなどないように注意する。
- ・ 回収容器のシールは、初回の患者さんへの説明等に利用し、患者さんの理解が得られた後は自宅にある容器を使用していただく等必ずしも貼付しなくてよいこととする。

### (イ) 服用期限切れ医薬品等

- ・ 錠剤は、ビニール袋に入れて口を閉めて保管する(ヒートシールのままで OK)  
外箱は、各薬局で処分する。
- ・ 散剤は、分包品はそのまま、バラは二重に袋に入れて口を閉めて飛散ないように保管する。
- ・ 水剤は、回収しない。

### (ウ) 回収できないもの

- ・ スプレー缶
- ・ 試薬類(塩酸・硫酸・ホルマリン等)
- ・ 水銀等の重金属類(シアン・クロム他水銀入り血压計・体温計)
- ・ 揮発性がある廃油(シンナー・ガソリン・アルコール・エタノール等)
- ・ 軽量に使う金属のオモリ等(厚さ6mm以上の金属類)

### (エ) 代表薬局への持ち込み

- ・ 各薬局は、月1回の決められた日に代表薬局へ持参する。その際代表薬局の業務の妨げにならないよう時間など配慮すること。
- ・ 使用済み注射針等は感染性廃棄物処理用**プラスチック容器**、服用期限切れ医薬品等は非感染性産業廃棄物処理用**プラスチック袋**に回収するので、分けて持参すること。
- ・ 廃棄物の持ち込みは、薬局職員等廃棄物についての知識のある者が行うこと。

## 6. 廃棄物管理表(マニフェスト伝票)について

- ・ 地域代表薬局から収集運搬業者への引渡しの際に、マニフェスト伝票に必要事項を記入して交付する。
- ・ マニフェスト伝票は、始良地区薬剤師会事務局で保管する。
- ・ 始良地区薬剤師会は、マニフェストの写しが送付されない場合又は委託した廃棄物が不適正に処理された恐れがある場合は、収集運搬業者又は処分業者に対して確認を行うとともに必要な処置を講ずる。
- ・ 各薬局は、予め「廃棄物処理表」に記入し、廃棄物と共に代表薬局へ持参する。

## 7. 処理費用の負担について

使用済み注射針については鹿児島県薬剤師会・のみ残り医薬品については始良地区薬剤師会が料金を負担する。(各々のマニフェスト伝票代金も含む)

## 8. 収集薬局

- ・ 地域の事情等によって変更する場合は、会長へ届け出て理事会へ報告すること。

- ・ 収集薬局

[隼人地区]

アイン薬局霧島隼人店      霧島市隼人町松永3306-15      TEL 43-0002

[加治木地区]

ふれんど薬局      始良市加治木町新生町130-3      TEL 63-6161

[始良地区]

さわやか薬局      始良市平松2841-1      TEL 66-9922

- ・ 搬入日(各薬局が代表薬局へ搬入する日)

毎月第3 水曜日

- ・ 各薬局は搬入しやすい代表薬局へ持ち込んでよいこととする。

廃棄物処理表	
薬局名	
	使用済み注射針 ・ 飲み残し薬
搬入日	

各薬局は、代表薬局へ搬入する際に記入して持参すること。

廃棄物処理表	
薬局名	
	使用済み注射針 ・ 飲み残し薬
搬入日	

各薬局は、代表薬局へ搬入する際に記入して持参すること。

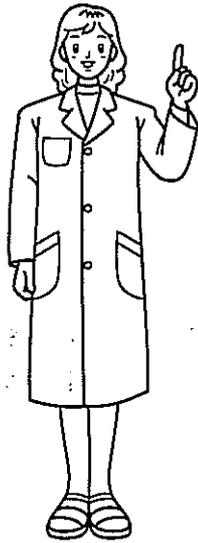
廃棄物処理表	
薬局名	
	使用済み注射針 ・ 飲み残し薬
搬入日	

各薬局は、代表薬局へ搬入する際に記入して持参すること。

# 残ってしまった医薬品 使用済み注射針等 回収しております

社団法人 鹿児島県薬剤師会

お気軽に  
ご相談下さい



ポスター

シール

## 使用済み注射針回収容器

注射針は大変危険です。人が触れないように保管して下さい。  
容器が一杯になったらお持ち下さい。

薬局名

**取扱注意**